

令和6年1月30日開催

## 石狩市教育委員会会議（1月定例会）資料

### <議案>

議案第1号 石狩市立学校設置条例の一部改正について・・・【非公開】

議案第2号 石狩市公民館条例施行規則の一部改正について・・・P3～P6

### <報告事項>

① 令和6年度 全国学力・学習状況調査の実施について・・・別冊

② 令和5年度石狩市教職員研修「ウインターセミナー」の実施結果・P7～P16

石狩市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

石狩市公民館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分館長)</p> <p>第3条 分館（条例第2条に規定する石狩市公民館美登位分館及び石狩市公民館樽川分館をいう。）に教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する分館長を置く。</p>	<p>(分館長)</p> <p>第3条 分館（条例第2条に規定する石狩市公民館美登位分館をいう。）に教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する分館長を置く。</p>

別記第1号様式（第4条関係）

石狩市公民館使用申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

申請者 団体名  
代表者氏名  
代表者住所

石狩市公民館を使用したいので、次のとおり申請します。

施設名	公民館 ・ 美登位分館 ・ 樽川分館					
使用目的 (行事名)						
使用責任者 氏名	使用日	使用開始 時間	使用終了 時間	使用時間	使用責任者連絡先 ( ) -	
					部屋名	月 日 ( )
使用する部 屋及び時間	月 日 ( )	:	:	時間		
	月 日 ( )	:	:	時間		
	月 日 ( )	:	:	時間		
	月 日 ( )	:	:	時間		
	月 日 ( )	:	:	時間		
使用人数	人	使用備品				

使用料の 減免申請 に該当	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を受けたいので申請します。 石狩市公民館条例第8条第2項及び同条例施行規則別表 項 号
---------------------	---

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

別記第1号様式（第4条関係）

石狩市公民館使用申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

申請者 団体名  
代表者氏名  
代表者住所

石狩市公民館を使用したいので、次のとおり申請します。

施設名	公民館 ・ 美登位分館					
使用目的 (行事名)						
使用責任者 氏名	使用日	使用開始 時間	使用終了 時間	使用時間	使用責任者連絡先 ( ) -	
					部屋名	月 日 ( )
使用する部 屋及び時間	月 日 ( )	:	:	時間		
	月 日 ( )	:	:	時間		
	月 日 ( )	:	:	時間		
	月 日 ( )	:	:	時間		
	月 日 ( )	:	:	時間		
使用人数	人	使用備品				

使用料の 減免申請 に該当	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を受けたいので申請します。 石狩市公民館条例第8条第2項及び同条例施行規則別表 項 号
---------------------	---

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

別記第3号様式（第4条関係）

様  
年 月 日  
石狩市教育委員会

石狩市公民館使用承認書

次のおとり使用を承認します。

施設名	公民館 ・ 美登位分館 ・ 樽川分館					
使用目的 (行事名)						
使用責任者 氏名	使用責任者連絡先 ( ) -	使用開始時間	使用終了時間	使用時間		
		部屋名	使用日 月 日 ( )	使用時間 :	時間	
使用する部 屋及び時間		月 日 ( )	:	時間		
		月 日 ( )	:	時間		
		月 日 ( )	:	時間		
		月 日 ( )	:	時間		
使用人数	人	使用備品				

使用料の 減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認 します。 石狩市公民館条例第8条第2項及び同条例施行規則別表____項 号に該当
--------------	--

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができず。
  - 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず。
- なお、処分又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

別記第3号様式（第4条関係）

様  
年 月 日  
石狩市教育委員会

石狩市公民館使用承認書

次のおとり使用を承認します。

施設名	公民館 ・ 美登位分館					
使用目的 (行事名)						
使用責任者 氏名	使用責任者連絡先 ( ) -	使用開始時間	使用終了時間	使用時間		
		部屋名	使用日 月 日 ( )	使用時間 :	時間	
使用する部 屋及び時間		月 日 ( )	:	時間		
		月 日 ( )	:	時間		
		月 日 ( )	:	時間		
		月 日 ( )	:	時間		
使用人数	人	使用備品				

使用料の 減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認 します。 石狩市公民館条例第8条第2項及び同条例施行規則別表____項 号に該当
--------------	--

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができず。
  - 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず。
- なお、処分又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則是、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

令和5年度 石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」報告

1 期日

令和5年12月25日(月)～12月26日(火) 計2日間 3講座

2 会場

石狩市役所 401・402会議室 花川北コミュニティーセンター ABC会議室

3 受講人数

対面と遠隔でのハイブリッド型で実施

申込み 対面82名 遠隔10名 計92名 受講者実数 対面80名 遠隔10名 計90名  
 受講率 97.8%

欠席数5人(病休) 当日飛び込み参加3名

4 各講座別受講数

( )は遠隔の人数

講座名	参加申込数	受講数	参加率
①英語の授業改革	25(0)	23(0)	92.0%
②算数数学の授業改革	26(6)	28(6)	107.7%(100%)
③授業改革・家庭学習の好事例発信	31(4)	29(4)	93.5%(100%)
合計	82(10)	80(10)	97.6%(100%)

5 講座の内容・日程について

回収率	69.5%(57人回収)
○講座の内容 とてもよい・よい	93.0% (53人)
○日程について とてもよい・よい	87.7% (50人)

6 今年度のウィンターセミナーについて

(1)講座内容

今年度は令和5年度全国学力学習状況調査の結果、本市の課題となった「外国語科の授業改善」「算数数学の思考力・判断力・表現力の育成」に係る内容、本市のICT教育推進プロジェクトチームの「授業改善」「家庭学習」に係る好事例の発信を実施した。

\*各講座の様子は別紙①参照

(2)受講者の感想・意見

\*別紙②参照

7 次年度に向けての改善点

- ①対面と遠隔のハイブリッド型研修を実施したが、遠隔を行うための運営側の技術を高める必要がある。今回は宮本主査が全て行った。
- ②教職員のニーズに応える内容（ICT関係、特別支援、不登校等）の講座を設定する。
- ③補充学習や校内研修を実施したり、年休取得者が多かったり、応募に苦慮する学校があった。開催日程を吟味する必要がある。

「英語の授業改革」講座



石狩教育局 熊崎指導主事



グループ協議・発表





「算数・数学の授業改革」講座



花川南小 猪狩教諭



花川南小 大山教諭



樽川中 吉田教諭



樽川中 高橋教諭



グループ協議・発表





「ICT効果的な活用した授業改善・家庭学習」講座



授業改善～南線小 宮川主幹教諭



花川南小 野村教諭



石狩中 板垣教諭



家庭学習～紅南小 星野主幹教諭



花川中 田中主幹教諭



グループ協議・発表



令和6年1月10日

令和6年度石狩市教職員研修

## ウィンターセミナー「外国語科の授業改革」の事後アンケート

(集約数：20)

### 1. 講座の内容

- ①とてもよい (5)      ②よい (9)      ③まあよい (6)

### 2. 日程

- ①とてもよい (4)

- ・冬休みに入り、参加しやすい。
- ・長期休業中であり、しかも遠方なので、午後日程はとても助かります。

- ②よい (12)

- ・冬休みとはいえ、様々な指導があり、2～3時間が気兼ねなく参加できる時間だと思います。
- ・午前中、学習会が設定されており、午後からの出席しやすい時間設定であった。

- ③まあよい (4)

- ・年末は、先生方は、普段とれない年休をとってしまうので、年が明けてからの開催の方が、参加者は増えるのではないかと思う。

### 3. 感想・意見

- ・中学校の先生方の情報やご意見がとても参考になりました。
- ・小中連携の視点で、協議を深めることができた。機会があればまた参加したい内容であった。
- ・外国語教育の課題や現状を交流でき、良かった。課題解決のため冬休み明けから実践することが少し明確化されたことと、小中連携の手がかりとなった。
- ・全国学力学習状況調査の分析を踏まえた最新の授業改革について研修できて、勉強になりました。
- ・小学校の先生と交流でき、有意義でした
- ・小・中連携を軸にした研修設定がとても良かったです。次に繋がる充実したものに感じました。
- ・授業内で言語活動が少ないので、増やしていこうとおもいました。
- ・前半の『説明』の内容が、とても分かりやすく（現状と課題など）、自校の実態と照らし合わせて考えることができたため、「とてもよい」としました。
- ・中学校の先生のお話が聞けて大変参考になった。（中学校の課題から小学校で身につけてほしいこと）

- ・全国学調の結果に基づく観点での英語学習のあり方、言語学習に関わる抑え、ICT や ALT の活用など、今、冬休み明けからの私達のしなければならないことに直結する研修であった。
- ・現在の英語教育の現状や、授業改革の方法などを知ることができ、これからの実践に生かせることをたくさん学ぶことができました。
- ・熊崎指導主事のお話がまさに小学校外国語における指導上の悩みに直結するものであり、目の前がぱあっと開けた気がしました。特に「書く」ことに悩んでいたところだったので、「小学校の目標は正しく書き写せること」という言葉で、進むみちが見えた気がします。自分が気づいていなかった沢山の可能性が目の前に広がりました。本当にありがとうございました。
- ・設定の時間が短かったので、もっと指導主事の貴重なお話をお聞きできたらよりよかったです。
- ・問題点、改善点はよくわかった。具体的に今後どのような授業をしていったら良いのかとなると、(特に小学校の)先生方の負担が増えてしまう。英語の簡単なやり取りのデータや、ある単元に出てくる英語を使う遊びなども知りたい。
- ・自分自身の授業を振り返るとてもよい機会となりました。事前にアンケートなどで、ICT と ALT などにポイントを絞って自校の課題や悩みなどを集め、それらについていくつかの例を演習できると、より実践に活かせると思いました。
- ・市内の小中学校の様子が分かりました。中学校進学に向けて、小学校で身につけさせなくてはならない事柄も分かってきました。地域差が出ないようにする必要があると思います。

#### 4. 取り上げてほしい内容

- ・高校入試と授業のギャップ
- ・引き続きですが、ICT 関係はあってほしい内容です。
- ・今回のように英語科に特化したものがあると嬉しいです。
- ・ICT 活用、特別支援教育について学びたいです。

令和6年1月10日

令和6年度石狩市教職員研修

## ウィンターセミナー「算数・数学の授業改革」の事後アンケート

(集約数：20)

### 1. 講座の内容

①とてもよい (17)      ②よい (3)      ③まあよい (0)

### 2. 日程

①とてもよい (12)

- ・参加しやすい日程でした
- ・良質な実践発表を聞くことができたことに加え、グループ討議の時間も確保されていて、多くの学校の事例を知ることができ、良かったです。
- ・休みに入ってすぐが参加しやすい。

②よい (7)

- ・年内に終わるのがよい。

③まあよい (1)

- ・せっかくの良い講座だったので、もっとたくさんの先生方に受講してもらいたかったが…年末ということで、年休の消化が重なったと思われる。

### 3. 感想・意見

- ・実践的だったので、自分だったら…と思って聞くことが出来ました。
- ・樽川中学校の実践、発表がとても素晴らしかったです。学校として組織的に取り組んでいて参考にしたいと思いました。
- ・テスト問題の teams へのアップは、いいですね。
- ・各校の先生方の実践がとても参考になりました。
- ・これからの実践で生かしていきたいことをたくさん学ぶことができました。
- ・参考になる実践例もあり、解釈について深く考えるきっかけにもなった。
- ・実践の動画や問題を提示していただいたので、今後に繋げやすく、参考になりました。
- ・普段なかなか見れない近隣小学校の授業やその構成のやり方や、中学校の取り組みや授業の様子を知れて大変勉強になりました。
- ・日常の事象を絡めた問題を扱う良さや、単なる発表ではなく解釈の場となるような教師の問い返しを学ぶことができました。
- ・日常的な実践内容だったので、とても分かりやすかったです。冬休み明けに意識して、授業に活かしていきたいと思いました。
- ・どこかの遠い話ではなく、市内の実践という身近な事例から学ぶことができたのが、大

変良かった。

- ・花川南小学校さんや樽川中学校さんの実践発表から、「事象を数理的に捉え、数学の問題を見出す」ことの重要性を再認識しました。
- ・実践している教職員4名が講師だったので、役立つ内容が多く、共感できた。
- ・先進的な内容はもちろん、日頃から大切にされていることを教えていただき、とても参考になりました。
- ・実践発表をさせていただき、自分にとっても大変勉強になりました。
- ・他校の実践がわかって、生かしたいと思いました。
- ・実践事例を聞くことができて良かった。
- ・小学校の実践では、学び方の定着に向けた継続的・計画的な授業展開&指導・評価。中学校の実践では、何を与え、どんな経験をさせるかという見通しのもとで、判断&現を体験させながら学ばせる指導法など、本校にも生かせそうな取り組みでした。
- ・講師として貴重な体験でした。ありがとうございます。

#### 4. 取り上げてほしい内容

- ・各教科での ICT の活用実践個別最適な学び(合理的配慮)の実践”
- ・学級経営における ICT 活用例
- ・キュビナの活用例や、活用実践を交流できたらいいのかなと感じました。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を相互に生かした授業実践例の紹介
- ・「協働的な学び」に役立つ ICT 活用事例の紹介
- ・不登校や特別支援が必要な児童への対応の仕方
- ・工夫された教材の紹介など
- ・南小の発表の際に、大山先生が話されていたような、授業実践を支える理論について市内で共有できると良いと思います。
- ・教育相談、不登校、いじめ関係児童の講話があると大変勉強になります。特に不登校児童生徒に関連して、当事者の語りの場があると、学びになると思います。
- ・働き方改革！

令和6年1月10日

令和6年度石狩市教職員研修

## ウィンターセミナー「ICTを活用した授業改革・家庭学習」の 事後アンケート

(集約数：17)

### 1. 講座の内容

- ①とてもよい (13)      ②よい (4)      ③まあよい (0)

### 2. 日程

- ①とてもよい (9)

- ・休憩時間(12:00～12:45)後に余裕をもって移動することができ、退勤時刻までではなく2時間限定という日程が参加しやすかったです。
- ・冬季休業中の気持ちにも少し余裕がある時期に開催していただきありがとうございます。
- ・参加しやすい時間だったと思います。

- ②よい (7)

- ③まあよい (1)

### 3. 感想・意見

- ・キュビナドリルの様々な事例を知れたので勉強になりました。
- ・まずは日常的にICTを使っていくことを意識し、さまざまな好事例から自分もできそうなことにチャレンジしていきたいと思いました。
- ・各校の実践から学ぶことが多かったです。特にAIドリルについては、活用方法に関する保護者への説明や活用結果の可視化の取組など、早速真似をさせていただきたい内容がたくさんありました。
- ・中学校との交流が有意義だった。
- ・各学校の実践、成果、課題を知ることができた。
- ・ICTを使用する授業は行ってはいるものの、もっとやり方次第で効果的な活用ができると感じました。ただ、生徒のPCのスペックでなかなかうまくいかないこともあり、ハード面の充実も必要だと感じています。
- ・タブレットを用いた宿題、家庭学習のあり方について校内でも試行錯誤の中、好事例や他校の様子を知ることができました。
- ・講師をさせていただきました。自分にとっても、自校にとっても学びの多い講座になり、このような機会をいただき感謝しています。
- ・ICTプロジェクトの会議もそうですが、紙の持参資料は必要でしょうか。どの発表も

PowerPoint でしたので、データを各校で共有したり、端末持参で画面を見た方がより見やすく、環流もしやすいのかと感じました。ご検討ください。

- ・宿題や家庭学習の取り扱いについて、まだまだ議論の余地があると感じた。個人的には、AIドリルかプリントかの2択ではなく、どちらにも一長一短あり、子どもの実態や教科の特性等を捉えながら教材研究を深めていけばよいと思う。
- ・今回のような実践の還流は非常に有意義なものだと思います。今後も様々な実践例に触れ、自校で共有できれば、と考えます。
- ・発表者がいい資料を提供してくれました。
- ・各学校の実践が大変参考になりました。毎月学校に来ていただいている牛坂さんに、これからICTの活用について色々ご相談させていただきたいと思います。

#### 4. 取り上げてほしい内容

- ・特にありませんが、もしICTの活用等の講座ならば、研修もICTを活用してみてもどうかと思いました。
- ・評価について
- ・CSの好事例や保護者・地域との協働など、開かれた学校づくりについて取り上げていただけたらありがたいです。
- ・働き方改革、部活動の地域移行、特別支援教育
- ・各教科の指導法（指導技術）や生徒指導の実際など、明日の指導に結びつく具体的・実践的なスキルアップを目指す講座。
- ・Teamsを授業や家庭学習児童や先生方向けのアンケートで活用しているところです。ジャムボードのようなネット上のコミュニケーションツールをどの先生方でもすぐ使えるような（登録方法や使用上のメリットなど）情報提供をしてほしいです。セミナーではなくすぐにでもお願いしたいです。



< 報告事項 関係 >

教 学 向 5 9 4 号  
令和5年(2023年)12月21日

各 教 育 局 長  
関 係 道 立 学 校 長 様  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長  
(各市町村立小学校長、中学校長及び義務教育学校長)

北海道教育庁学校教育局長 川 端 香代子

令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について(通知)

このことについて、文部科学事務次官から別添写しのとおり通知がありましたので通知  
します。

つきましては、本調査の趣旨や内容を十分御理解いただき、「令和6年度全国学力・学  
習状況調査に関する実施要領」を踏まえて、本調査が円滑かつ確実に実施されるよう願  
いします。

学力向上推進課学力向上支援係

TEL : 011-206-6849

内 線 : 35-742

FAX : 011-232-1072

(写)

5 文科教第 1356 号  
令和 5 年 12 月 21 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官  
藤原 章夫

令和 6 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

この度、文部科学省において、令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

実施要領においては、令和 5 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・児童生徒質問調査について、全ての学校において端末を活用したオンライン方式により実施すること
- ・令和 3 年度の調査以来の「経年変化分析調査」及び「保護者に対する調査」を、冊子を用いた筆記方式と、端末を活用したオンライン方式を併用して実施すること

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の

認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に係する附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

# 令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和5年12月21日  
文部科学省

## I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## II. 調査の名称

令和6年度全国学力・学習状況調査

## III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

## IV. 本体調査

### 1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

#### ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

#### イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

### 2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

#### ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。

#### イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、原則全ての児童生徒を対象に、児童生徒の活用するICT端末を用いたオンラインによる回答方式で実施する。

### (2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

## 3. 調査実施日等

### (1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和6年4月18日木曜日（以下「調査日」という。）とする。

#### ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し、調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

#### イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し調査時間は、国語、数学それぞれ50分とする。

(イ) 生徒質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

### (2) 学校質問調査

令和6年4月に実施する。

### (3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

## 4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

## 5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

### (1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相

## 関関係の分析

### ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

#### (2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

#### (3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

（イ）市町村教育委員会

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

① 当該学校全体の状況



- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

#### (4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

- ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

#### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

#### ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

## 6. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

## 7. 留意事項

### (1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
  - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
  - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者等を指名し、適切に実施体制を整備すること。
  - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を見守る児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
  - (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
  - (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
  - (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
  - (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

### (2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

### (3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日金曜日以降4月30日火曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

#### (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

#### (5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

#### (6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

#### (7) 児童生徒質問調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

4月10日水曜日以降4月30日火曜日までに実施された児童生徒質問調査は、全体の集計に含めるものとする。また、点字での対応を要する児童生徒のみ、冊子を用いて実施する。

#### (8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

#### (9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和6年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

### V. 経年変化分析調査

#### 1. 調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

## 2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

### ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

### イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、IV. 本体調査 1. (2)と同様とする。中学校調査の英語においては、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

## 3. 調査事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度、平成28年度及び令和3年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

(1) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(2) 出題範囲は、IV. 本体調査 2. (1) ア (イ)と同様とする。

(3) 出題形式は、IV. 本体調査 2. (1) ア (ウ)と同様とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

## 4. 調査実施方式

国語、算数・数学、英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」はいずれも、冊子を用いた筆記方式(以下「PBT」(= Paper Based Testing)という。)もしくは児童生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム(以下「MEXCBT」という。)によるオンライン方式(以下「CBT」(= Computer Based Testing)という。)で実施する。また、英語「話すこと」は、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の実施方式に関わらず、全てCBTで実施する。対象校においては、原則PBTもしくはCBTのいずれか一方の方式で実施するが、どちらの方式で実施するかは、文部科学省が指定する。

## 5. 調査実施日等

### (1) 調査実施日（調査の時間割モデルは別紙6）

調査の実施日は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間中、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）が実施可能な日とする。

#### ア 小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか1教科を40分で実施する。対象教科は、文部科学省から指定する。

#### イ 中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか1教科を実施する。対象教科は文部科学省から指定する。調査時間は、国語及び数学においては、それぞれ45分とする。

英語においては、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は準備時間等を除き、標準的には5～10分程度で終了する設計とする。また、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。

### (2) 調査実施に関するスケジュール

別紙7のとおりとする。

## 6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、IV. 本体調査 4. と同様とする（調査の実施系統図は別紙8・別紙9）。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）は、調査の実施について、主体性と責任を持って当たることとする。

## 7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

### (1) 調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、具体的問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。



## (2) 調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

## (3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

## 8. 調査実施に当たっての相談体制

IV. 本体調査 6. と同様とする。

## 9. 留意事項

### (1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

### (2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

### (3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数：1単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学：1単位時間相当

外国語：1.3単位時間相当

### (4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、

別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

IV. 本体調査 7. (6) と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和6年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

## VI. 保護者に対する調査

### 1. 調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

### 2. 調査の対象

経年変化分析調査の対象となる児童生徒の保護者。

### 3. 調査事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施する。

### 4. 調査実施方式

経年変化分析調査をPBTで実施する学校の保護者については冊子を用いた筆記方式で、CBTで実施する学校の保護者については、スマートフォン等によるオンライン方式での回答とする。

### 5. 調査実施日等

調査実施は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間とする。

### 6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、V. 経年変化分析調査6. と同様とする。

### 7. 調査結果の取扱い

#### (1) 調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学

省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

調査結果の貸与については、V. 経年変化分析調査 7. (2) と同様とする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校及び保護者等からの問合せや調査資材の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 日本語が不自由な保護者に対する配慮

日本語が不自由な保護者については、必要に応じて、ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

V. 経年変化分析調査9. (7)と同様とする。

## 調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和6年4月18日(木)

2. 時間割モデル

## ◆小学校

調査日当日	1時限目	2時限目
	国語 (45分)	算数 (45分)

指定日	
	児童質問調査 (20分程度)

## ◆中学校

調査日当日	1時限目	2時限目
	国語 (50分)	数学 (50分)

指定日	
	生徒質問調査 (20分程度)

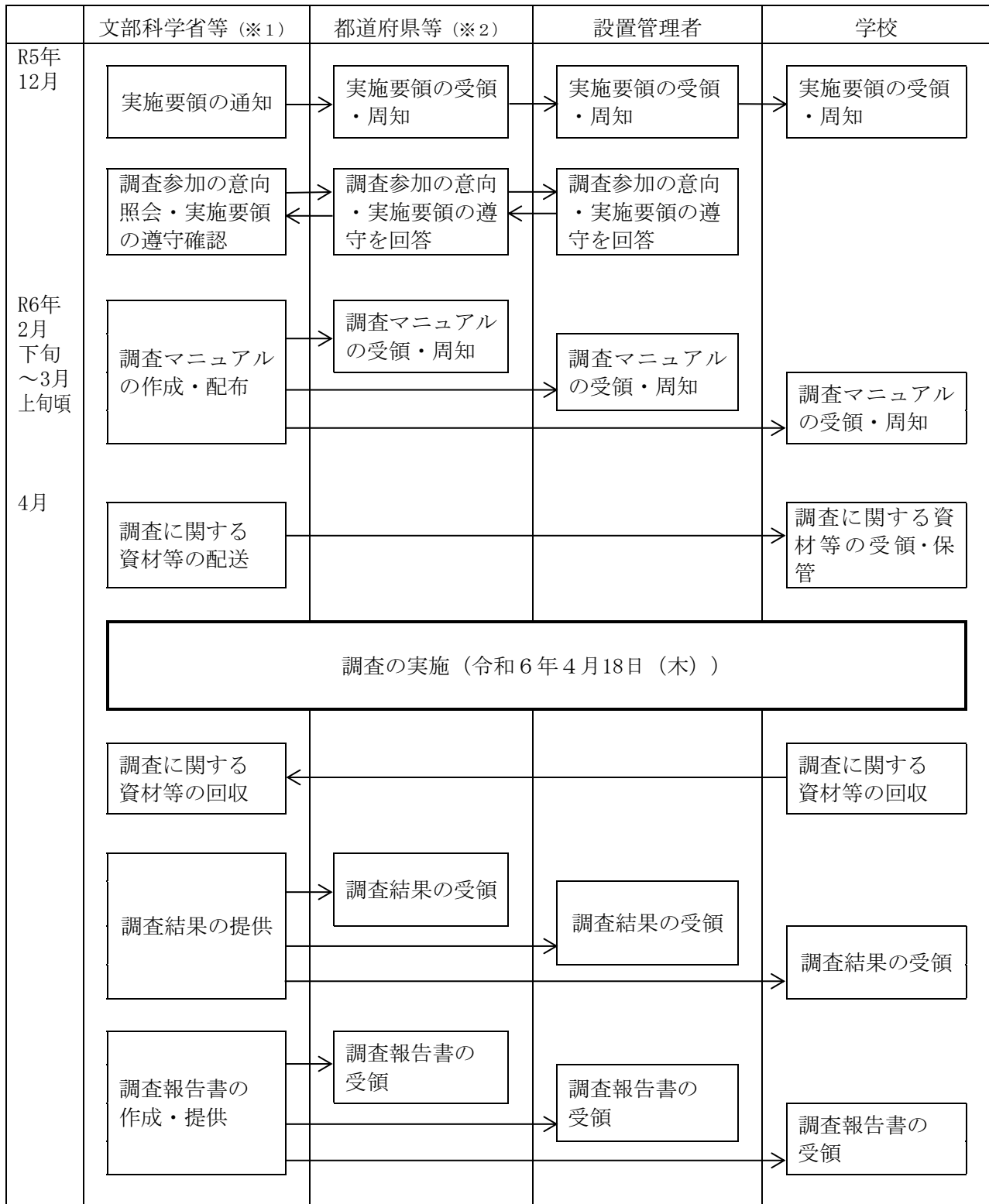
&lt;補足&gt;

※紙面で実施する調査の後日実施は、4月19日(金)から4月30日(火)まで可能である。

※児童生徒質問調査は、児童生徒が活用するICT端末等を用いて、日程を分散の上実施する(実施期間は4月10日(水)～4月30日(火))。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問調査(2問程度)も実施することとする。

## 調査の実施に関するスケジュール（予定）

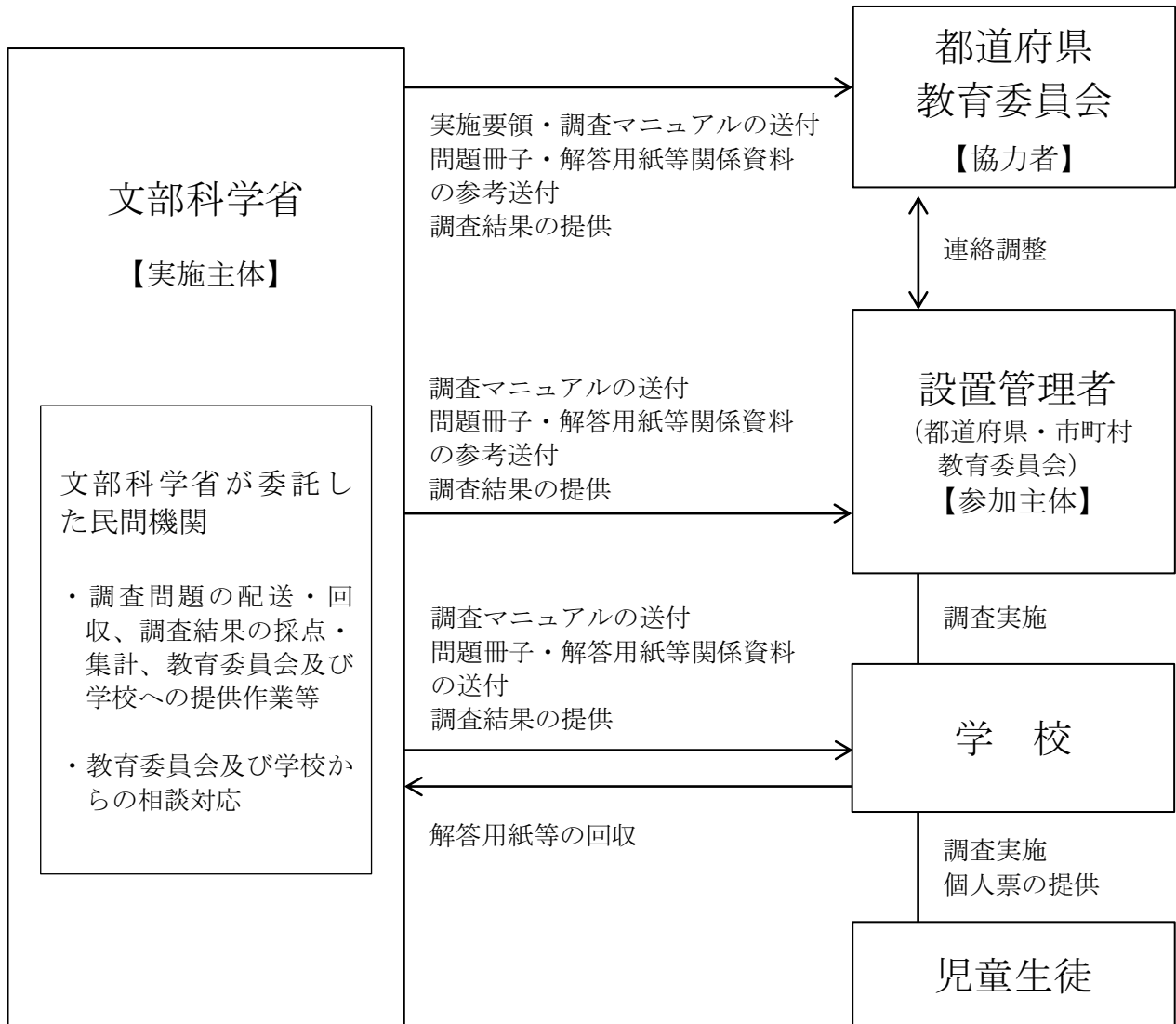


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

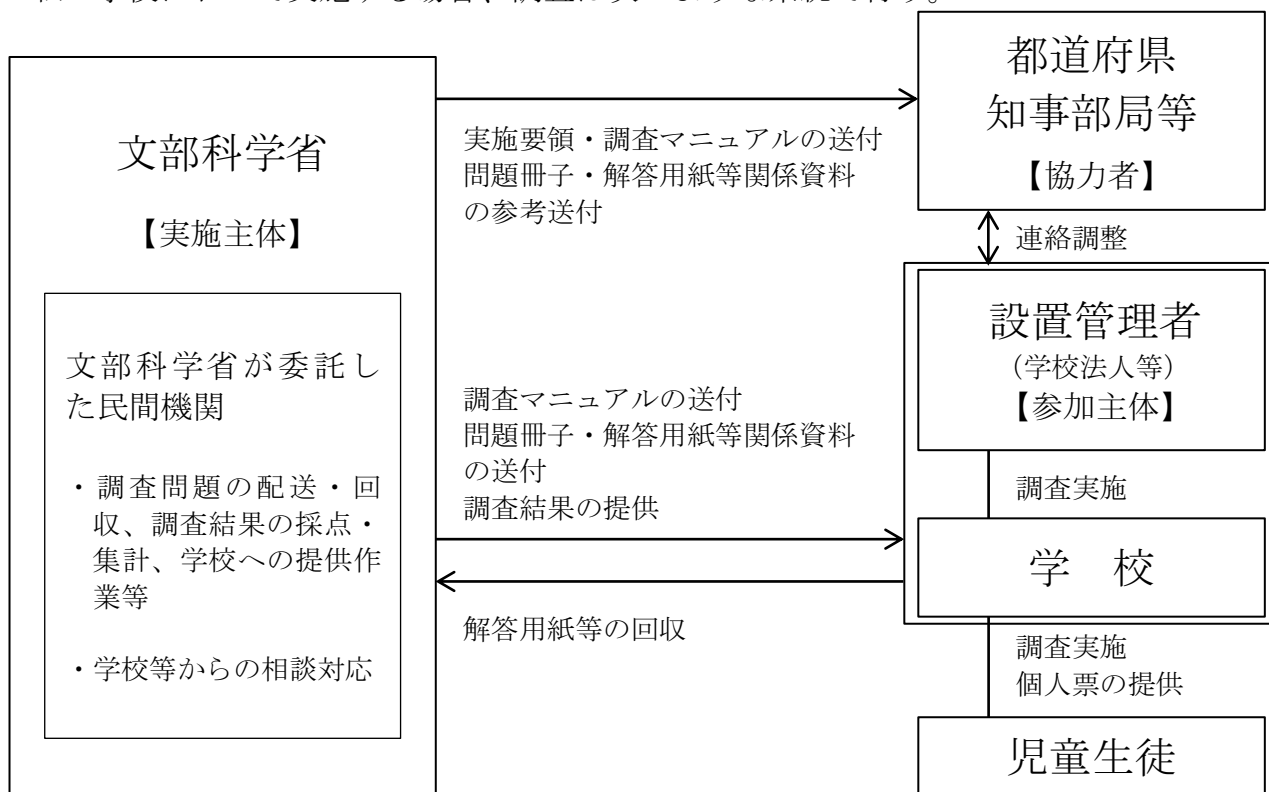
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



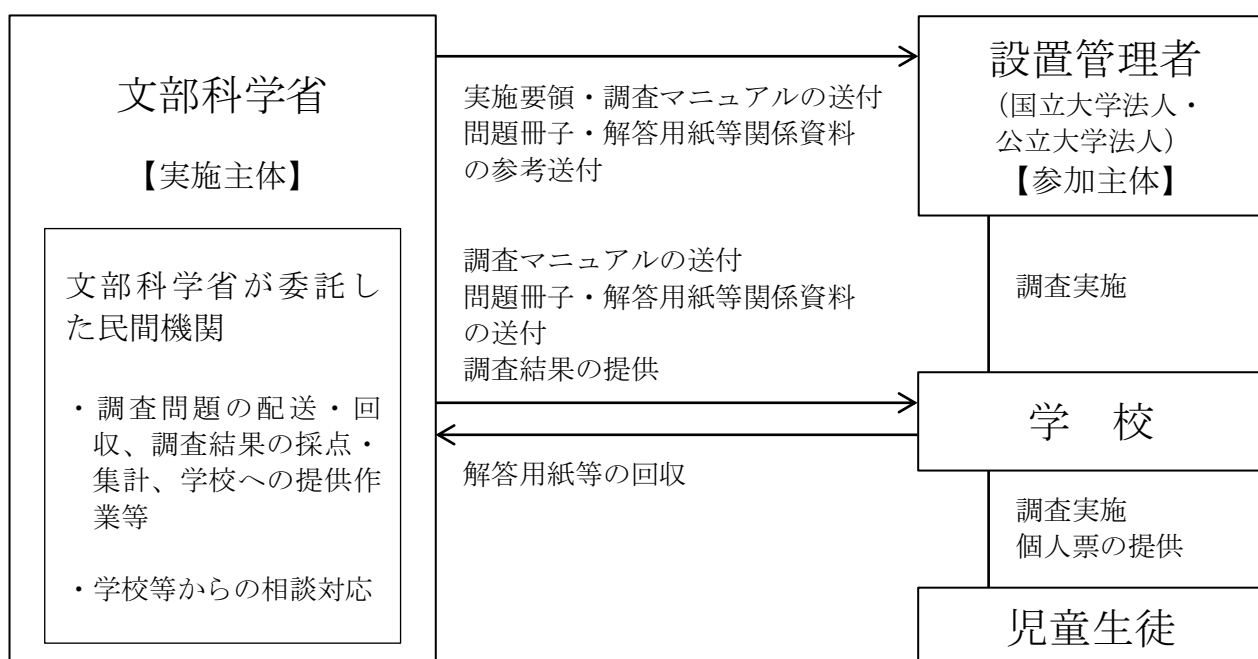
### 調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。





## 文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		5.(2)ア (ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の 状況又は国・公・私立学校 別の状況)	5.(2)ア (イ)都道府 県ごと (都道府県教 育委員会及び 市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	5.(2)ア (ウ)都道 府県(指定 都市を除く。)ごと (都道府県教 育委員会及び 市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	5.(2)ア (エ)指定 都市ごと (指定都市教 育委員会が設 置管理する学 校全体の状 況)	5.(2)ア (オ) 地域の規模 等に応じた まとまりご と (市町村教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況) ※1	
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均 正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	5.(1)ア (イ) ・右の欄の それぞれを 単位とした 平均正答数 等の分布等 が分かるグ ラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除 く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率 等 ・各教科の設問ごとの解答類 型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問調査及び学校 質問調査の回答状況	○	○	○	○	○		
5.(1)イ(イ) ・児童生徒質問調査及び学校 質問調査の回答状況と教科に 関する調査の正答率等との相 関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

## 経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

### 1. 調査実施日

令和6年5月13日(月)～6月28日(金)の期間中、対象学校が実施可能な日

### 2. 時間割モデル

#### ◆対象小学校(国語、算数)

実施可能な1時限 (40分)
国語又は算数 (40分)

#### ◆対象中学校(国語、数学)

実施可能な1時限 (45分)
国語又は数学 (45分)

#### ◆対象中学校(英語)

1時限目 (50分)	2時限目 (50分)	3時限目 (50分)	4時限目 (50分)
英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」 (45分)	英語「話すこと」(学校の状況に応じて、分散して実施)		

<補足>

※英語「話すこと」にかかる時間は、準備や移動を含み、標準的には15～20分程度。

※「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて実施することを基本とする。

## 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施に関するスケジュール（予定）

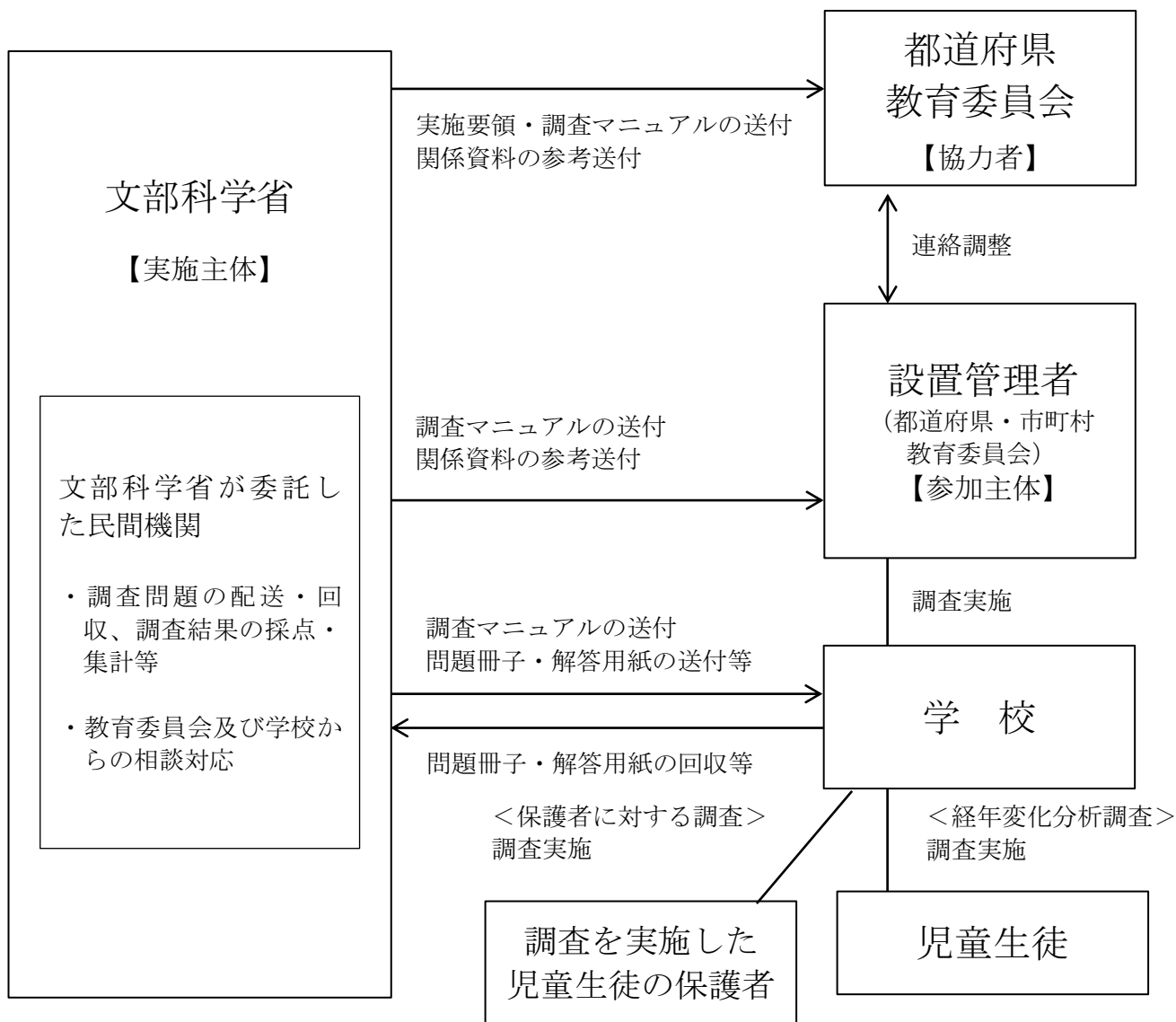
	文部科学省等（※1）	都道府県等（※2）	設置管理者	学校
R5年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	参加の意向・実 施要領の遵守を 回答	参加の意向・実 施要領の遵守を 回答	
R6年 4月	調査マニュアル の作成・配付	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知
	調査に関する 資材の配送等			調査に関する 資材の受領 ・保管等
<b>調査の実施</b> （経年変化分析調査） 令和6年5月13日（月）～6月28日（金）の期間で対象学校が実施可能な日 （保護者に対する調査） 上記期間に保護者に質問紙調査を配付・実施・回収				
	調査に関する 資材の回収等			調査に関する 資材の回収等
	調査報告書の 作成・提供			

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

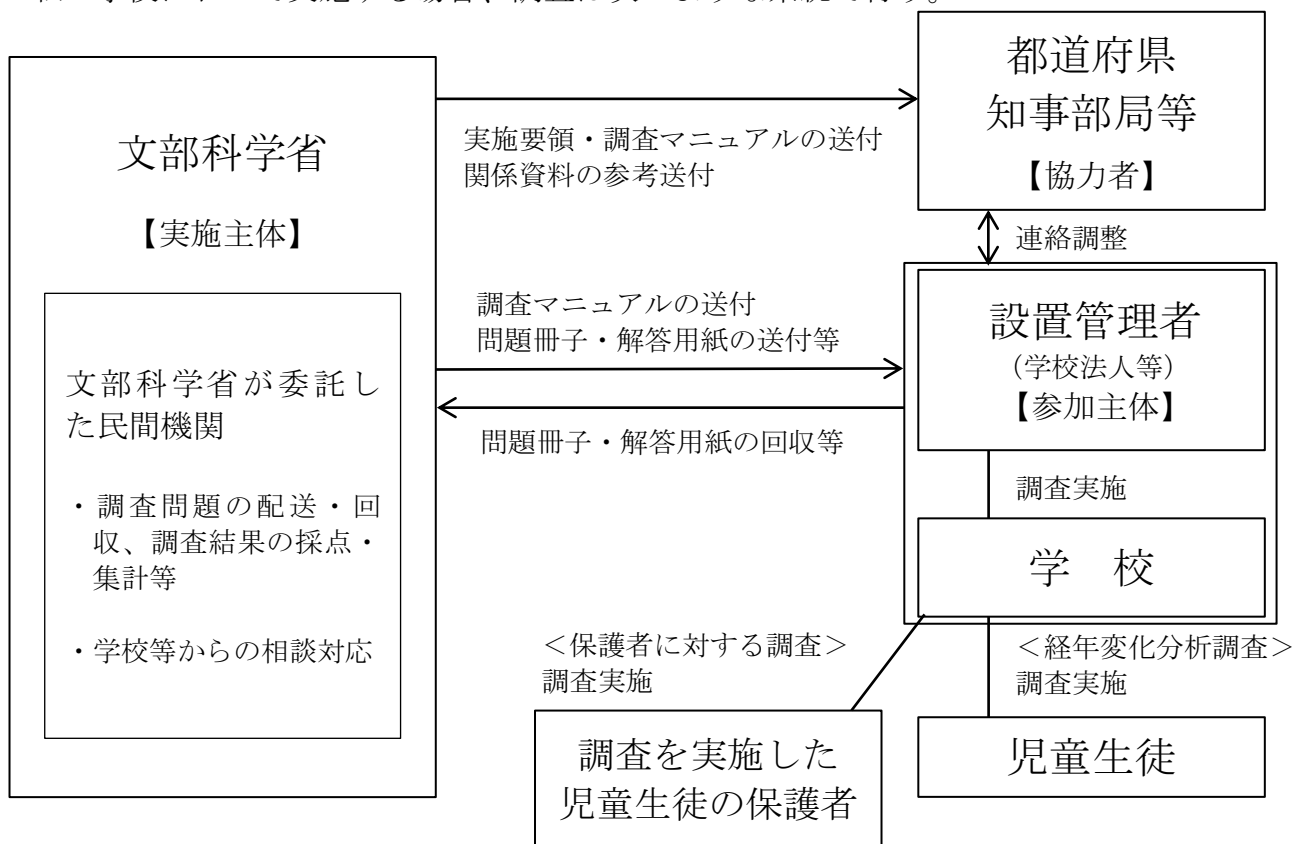
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図  
【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。

